昭和五三年(ワ)第六四九二号損害賠償請求事件

判決

東京都千代田区麹町五丁目七番地秀和紀尾井町 TBR ビルハー四号室

株式会社東京ふじせ企画破産管財人

原告 河合 弘之

右訴訟代理人弁護士 池永 朝昭

同 栗宇 一樹

同 安田 修

同 青木 秀茂

東京都大田区上池台四丁目四〇番五号

(2)

被告株式会社学習研究社

右代表者代表取締役 古岡 秀人

東京都杉並区松庵三丁目一二番一七号

被告 黒川 巌

神奈川県横浜市港南区笹下三丁目二五番三一号

被告 角宮 二郎

右三名訴訟代理人弁護士 関根 栄郷

同 片桐 晴行

宇都宮正治

同 本間 通義

右訴訟復代理人弁護士 藤村 義徳

(3)

同 嶋倉 銊夫

東京都千代田区西神田二丁目七番一二号

(送達先 東京都板橋区向原二丁目八番一八号第一〇山七コーポ二〇三号坂元方)

被告株式会社ふじせ企画

右代表者代表取締役 工藤 英一

東京都板橋区向原二丁目八番一八号第一〇山七コーポ二〇三号坂元方

被告 工藤 英一

右同所

被告 坂元 協子

(4)

右三名訴訟代理人弁護士 手塚 八郎

主文

- 一 原告の請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

事実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 被告らは、原告に対し、各自金五〇〇〇万円及びこれに対する被告株式会社学習研究社及び 同角宮二郎については昭和五三年七月一四日から、被告黒川巌については同月一五日から、 被告株式会社ふじせ企画及び同工藤英

(5)

- 一については同月一六日から、被告坂元協子については同月二二日から各支払済みまで年 5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 仮執行宣言
- 二 請求の趣旨に対する被告らの答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

- 一 請求原因
 - 1 当事者
 - (一) 原告は、昭和五三年三月九日東京地方裁判所により

(6)

株式会社東京ふじせ企画(以下「東京ふじせ企画」という。)の破産管財人に選任された弁護士である。

- (二) (1) 被告株式会社学習研究社(以下「学研」という。)は、児童、生徒、学生向けの学習 図書等の出版等を業とする株式会社であり、被告黒川巌は昭和五二年一二月当時被告学 研の学習科学編集局次長、被告角宮二郎は右当時被告学研の学習科学編集局科学編集部 長であった。
 - (2) 被告株式会社ふじせ企画(以下「ふじせ企画」という。)は、昭和四五年ころに設立された、出版物の原稿作成及び編集等を業とする株式会社であり、

(7)

被告工藤英一は被告ふじせ企画の設立以来の代表取締役でかつ東京ふじせ企画の全株式の実質的所有者であり、被告坂元協子は被告ふじせ企画の取締役である。

- 2 被告学研、同ふじせ企画及び東京ふじせ企画の間の取引関係
 - (一) 被告ふじせ企画は、会社設立後、株式会社小学館等から出版物の原稿作成等の注文を 受けて営業活動を展開していたが、被告工藤に近代的労使関係についての理解を欠いた ため、被告ふじせ企画従業員との間に労働争議をひきおこし、昭和四七年ころ同被告会 社労働者に

(8)

よって被告工藤が東京都労働委員会に提訴され、そのため同被告は被告ふじせ企画の営業を一時休業することを余儀なくされた。

しかし、昭和四八年八月ころ、被告工藤が被告学研の城北支社長の紹介で被告角宮と会ったことから、被告ふじせ企画は被告学研の出版物の編集業務を受注するようになり、被告ふじせ企画と被告学研とは取引関係を形成するに至った。

(二) ところが、昭和四八年九月三〇日被告学研に全学研労働組合が結成されて同被告と同組合員との間に多数の労働争議をひきおこし、そのため同被告の出版物編

集製作業務に支障を来たすおそれが出てきた。そこで被告学研は、そのころ同被告と取引関係を形成するに至った被告ふじせ企画をして、被告学研の看板雑誌である「○年の科学」シリーズ及び「○年の学習」シリーズ編集業務の専属的下請会社とし、被告ふじせ企画にスト破りの機能を持たせることによって全学研労働組合の争議行為等による出版物編集製作業務への影響を回避しようと企て、昭和四八年一○月ころ、被告ふじせ企画に対し金四三○万円を貸し付けて、五反田に被告学研からの受注に係る編集業務を遂行するための事務所を開設させるとともに、そのころから、別表記

(10)

載のとおり、右「○年の科学」シリーズをはじめとする各種出版物の編集業務を継続的 に発注して被告ふじせ企画に請け負わせ、その結果、被告学研と被告ふじせ企画との間 に、被告学研の各種出版物編集業務についての、期間の定めのない継続的請負契約が成 立した。

(三) 被告ふじせ企画は、被告学研から受注した各種出版物の編集業務を前記五反田事務所において遂行していたが、昭和五〇年一〇月一七日、同事務所を株式会社組織化して東京ふじせ企画を設立し、それまで五反田事務所の日常業務を統轄させていた管理職の須田博を代表取締役に据え、同社を被告ふじせ企画の専属的下

(11)

請会社として被告学研からの受注にかかる編集業務を専属的に下請発注することとし、 その結果、被告ふじせ企画と東京ふじせ企画との間に、右編集業務についての、期間の 定めのない継続的下請負契約が成立した。

(四)東京ふじせ企画は、それ以来、被告学研に専属する下請業者として、同被告の要求に応える形で従業員の採用及び配置を決定し、同被告との緻密な打合せに基づいて編集業務を遂行し、又東京ふじせ企画従業員三五名のうち一○数名の者を直接被告学研に出向させ、同被告本社ビル及び第二ビルにおいて業務の遂行に当たらせていた。そして、同被告から被告ふじせ企画に

(12)

支払われる元請代金及び被告ふじせ企画から東京ふじせ企画に支払われる下請代金の額については、いずれも右編集業務の遂行に必要な東京ふじせ企画従業員の員数を基礎として算定され、東京ふじせ企画の下請代金は被告ふじせ企画の元請代金の八割とする約になっており、被告ふじせ企画は社員を持たず東京ふじせ企画から学研業務の紹介料として二〇パーセントの口銭を取る存在に過ぎなかった。もっとも、東京ふじせ企画設立後もその実質上の社長は被告ふじせ企画の代表者の被告工藤であり、東京ふじせ企画の代表者の須田は完全に工藤の支配下にあった。

(13)

(五) 昭和五二年一二月当時被告ふじせ企画が被告学研から受注して東京ふじせ企画に下請けさせていた編集業務の対象及び元請、下請各代金の額は別表のとおりであって、右業務が東京ふじせ企画の受注にかかる業務のすべてを占め、同社の収入は全て被告ふじせ企画からの右下請代金の支払に依存していたから、被告ふじせ企画からの発注、支払が打切られれば、東京ふじせ企画は直ちに経営が行き詰まり、倒産する運命にあった。そして、右の事情は、

被告黒川及び同角宮をはじめ、被告学研関係者の知悉するところであった。

3 被告学研及び同ふじせ企画による発注打切りと東京ふ

(14)

じせ企画の倒産

(一) 昭和五二年一二月五日東京ふじせ企画に東京ふじせ企画労働組合が結成され、同社代表取締役須田博に対しその旨通知された。須田からの連絡を受けて右組合結成を知った被告工藤は、直ちに五反田の東京ふじせ企画本社に赴き、同社労働組合員に対し、労働組合は認められない、そもそも学研が組合など認めない旨演説し、労働組合員との間で小ぜりあいとなった。

被告工藤は同日午後被告学研の指示を仰ぐべく同社に赴き、被告黒川に事情を説明し、 同被告と協議の上今後の対策として、東京ふじせ企画に対する業務発注

(15)

を打ち切り、今後業務については被告ふじせ企画において東京ふじせ企画から引き抜い た非組合員により被告学研の援助を得て遂行する、東京ふじせ企画は、業務打ち切りに より倒産させ、労働組合員は倒産を理由とする解雇により失職させ、被告学研及び被告 ふじせ企画から排除する、という基本方針を決定した。

(二) 翌一二月六日午後、被告黒川、同角宮及び同工藤は、須田を被告学研本社に呼びつけた。そして、第三者の立入りを許さない特別会議室において、須田に対し、被告黒川は、この問題は被告工藤や被告ふじせ企画は、表に出ないで、須田及び東京ふじせ企画において処理せよと

(16)

命令し、被告角宮は、労働組合員の名簿を出せと命令した。又、同被告は、同日深夜、 須田に対し、電話で、翌日被告学研本社に来るよう命令した。

(三) 翌一二月七日午前、被告角宮の右命令を受けて被告学研本社を訪れた須田に対し、被告黒川は、右特別会議室において、東京ふじせ企画から被告学研の業務を引き上げ、被告ふじせ企画に資金が入っても子会社である東京ふじせ企画には資金が入らないようにし、東京ふじせ企画の労働組合員をいわば兵糧攻めに遭わせて、ショック療法を行う旨申し述べた。そして同日午後に時ころ、被告角宮は須田を再度被告学研本社に呼

(17)

び出し、同人に対し被告学研に対する現状報告を欠かさぬよう指示した。

(四) 翌一二月八日夕方、被告工藤は須田を被告ふじせ企画本社に呼び出し、被告黒川及び 同角宮との打ち合わせに基づいて、次のとおり申し渡した。即ち、被告学研の命令によ り東京ふじせ企画から学研の業務を全部引き上げる。ただしこの引上げが被告学研の主 導によるものであることを外部に知られないようにするため、形の上では被告ふじせ企 画の方から自主的に業務を被告学研に返上したこととする。そして、東京ふじせ企画の 非組合員から同社に対する辞表及び爾後組合活動

(18)

をしないという誓約書を取り付けたうえで被告ふじせ企画で再雇用し、同被告において 被告学研の編集業務を行う。以上のとおり申し渡した。

(五) 翌一二月九日午後、被告黒川及び同角宮は、須田を被告学研本社に呼び出し、被告黒

川から須田に対し、次のとおり申し渡した。即ち、被告工藤が自主的に被告学研に業務を返上した形にして、被告ふじせ企画は東京ふじせ企画に対し今後一切発注をやめる。 そして東京ふじせ企画をして一二月の約束手形を決済不能ならしめて倒産させ、同社に残っていた労働組合員を兵糧攻めにする。ただし、同社の非組合員は辞表を取っ

(19)

たうえで被告ふじせ企画において再雇用し、また、東京ふじせ企画労働組合員の中で改 心した者についても、今後組合活動をしないという誓約書を取り付けたうえで被告ふじ せ企画において再雇用する、以上のとおり申し渡した。又被告角宮は、須田に対し、組 合員と非組合員の色分けを明確にするよう迫り、被告学研に出向中の東京ふじせ企画従 業員(小松及び染谷)については、被告角宮が責任を持って辞表を書かせる旨述べた。そ して、業務返上に抵抗を示す須田に対して、被告黒川及び同角宮は、被告工藤と手を切 ったら終わりだ、悪いことは言わないから指示どおりにせよ、と業

(20)

務返上に応じるよう強要した。

(六) 翌一二月一〇日、須田は被告学研の第二ビルに赴き、同被告教科図書編集部長戸谷太一と会い、同部の所管に係る中学マイコーチ他の編集業務だけでも継続してくれるよう 懇願し、同人の承諾を取り付けたが、後に被告学研本社の方針のもとにつぶされた。しかし、被告学研内部の右のような行き違いもあって、同被告の指令が乱れ、同日「一~六年の学習」の編集業務が東京ふじせ企画に戻された。そこで同日夜、被告角宮は須田に電話し、被告学研は人事部が各担当責任者の間に入って調整しているから安心して組合つぶしに専念

(21)

するよう叱咤激励した。

- (七) 翌一二月一一日、被告工藤は須田に対し、第二ビル関係の業務も含めてすべての学研 出版物編集業務が被告学研により引上げとなることを通告し、翌一二日には、東京ふじ せ企画から現実にすべての学研出版物編集業務が引き上げられた。
- (八) 東京ふじせ企画は、昭和五三年一月一〇日に第一回目の、同月二〇日に第二回目の手形不渡りを出して倒産し、須田は同年二月八日自己破産の申立てを行い、同年三月九日東京地方裁判所により東京ふじせ企画に対し破産宣告がなされた。

(22)

4 被告らの責任

- (一) 主位的請求関係
 - (1) 被告ふじせ企画は、東京ふじせ企画に対し、前記2のとおり、被告学研から受注した編集業務を継続的に下請発注し、東京ふじせ企画は、被告ふじせ企画からの被告学研業務の下請を予定して企業自体を維持していたものである。このような元請、下請間の継続的契約関係にある当事者間においては、相手方に著しい不信行為等取引を継続し難い重大な事由がない限り一方的に解約することは許されないと解されるところ、被告ふじせ企画は、前記3のとおり、東京ふじせ企画労働組合が結成さ

(23)

れたことを理由に、同社を倒産させる目的で、同社から被告学研関係の編集業務一切

を引き上げ、もって同社との間の右継続的契約を一方的に解約したものであるから、 右一方的解約は不当であり、被告ふじせ企画は、債務不履行として、右解約によって 東京ふじせ企画の被った後記損害を賠償する責任がある。

(2) 被告工藤は、被告ふじせ企画の代表取締役として前記3のとおり故意に東京ふじせ 企画との間の継続的契約を一方的に解約したものであり、被告坂元は、被告ふじせ企 画の取締役として、代表取締役である

(24)

被告工藤が違法な業務執行を行わないよう監視すべき義務があるにもかかわらず、重 過失によりこれを怠り、被告工藤の右違法行為を看過したものであるから、それぞれ 商法二六六条の三第一項に基づき、東京ふじせ企画の被った後記損害を賠償する責任 がある。

(3) 被告黒川及び同角宮は、被告ふじせ企画に対して優越的地位にある被告学研の上級職員であることを利用し、前記3のとおり被告ふじせ企画代表取締役被告工藤に対し、東京ふじせ企画との間の前記継続的契約の一方的解約を命じ、又は右一方的解約に積

(25)

極的に加担し、もって被告工藤と共謀の上、東京ふじせ企画の前記継続的契約関係における利益を違法に侵害したものであるから、民法七〇九条に基づき、東京ふじせ企画の被った後記損害を賠償する責任があり、被告学研は、被告黒川及び同角宮の使用者として、右被告両名が被告学研の業務の執行につき行った右不法行為について、民法七一五条一項に基づき、東京ふじせ企画の被った後記損害を賠償する責任がある。

(4) 右の被告らの行為は、一個の損害に向けられた数人の行為として、共同不法行為類似の関係にあるか

(26)

ら、民法七一九条の類推により、被告らは、各自、東京ふじせ企画の被った後記損害 の全額を賠償する責任がある。

(二) 予備的請求関係

被告学研、同ふじせ企画及び東京ふじせ企画三者間の取引関係については、建前上は、被告ふじせ企画が被告学研から受注した編集業務を東京ふじせ企画に下請発注する形をとっていたが、業務遂行の実際においては、前記 2(四)のとおり、注文者の被告学研と下請会社の東京ふじせ企画とが常に密接な関係を保ち、代金額も東京ふじせ企画が被告学研の要求に応える形で用

(27)

意した従業員の員数を基礎に算定され、中間者の被告ふじせ企画は単に口銭を取るに過ぎない存在であり、右事情に前記 2(二)及び(三)の東京ふじせ企画設立の経緯を併せ考えると、被告学研、同ふじせ企画及び東京ふじせ企画の三者間には、学研出版物の編集業務についての三面的契約関係が成立していたものというべきである。しかるに、被告学研及び同ふじせ企画は、東京ふじせ企画に労働組合が結成されたことを理由に、同社を倒産させる目的で、共謀のうえ、右三面的契約を一方的に解約したのであるから、債務不履行及び共同不法行為として、東京ふじせ企画の被った後記損害を

賠償する責任があり、被告黒川、同角宮及び同工藤は、右三面的契約の一方的解約に積極的かつ主導的に加担した者であるから、共同不法行為として、各自、東京ふじせ企画の被った後記損害を賠償する責任がある。

5 損害

東京ふじせ企画は、前記 2(五)のとおり、昭和五二年一二月当時、被告ふじせ企画との継続的契約に基づき一か月八〇八万円の収入を得ており、他方、右契約に基づく業務の遂行に必要な経費は、左記のとおり一か月五三三万三六三〇円であって、東京ふじせ企画の得ていた利益は一か月二七四万六三七〇円であったところ、被告ふじ

(29)

せ企画との間の右契約は少くとも三年間は継続されたであろうから、東京ふじせ企画は、被告 ふじせ企画(及び被告学研)の前記一方的解約により、右利益の三年分合計九八八六万九三二〇 円相当の損害を被った。

記

給与(学研関係業務に従事する者の分)

四六九万〇二〇〇円

右の者についての社会保険料

四四万三四三〇円

編集小口雑費

二〇万円

計

五三三万三六三〇円

(30)

- 6 よって、原告は、被告らに対し、右4の責任原因に基づき、各自、右5の損害金の内金五○○○万円及びこれに対する被告学研及び当角宮については昭和五三年七月一四日から、被告黒川については同月一五日から、被告ふじせ企画及び同工藤については同月一六日から、被告坂元については同月二二日から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。
- 二 請求原因に対する認否

(被告学研、同黒川及び同角宮)

- 1 請求原因1について
 - (一) 同1(一)の事実は認める。

(31)

- (二) 同 1(二)について(1)の事実は認める。(2)のうち、被告ふじせ企画が出版物の原稿作成 及び編集等を業とする株式会社である事実及び被告工藤が被告ふじせ企画の代表取締役 である事実を認め、その余の事実は不知。
- 2 請求原因 2 について
 - (一) 同 2(一)の事実は不知。
 - (二) 同 2(二)のうち、被告学研が被告ふじせ企画に対し各種出版物の編集業務を請け負わせていた事実を認め、その余の事実は否認し、被告学研と被告ふじせ企画との間に期間の定めのない継続的契約が成立したとの主張は争う。被告学研と被告ふじせ企画との間の編

集業務請負契約は、各出版物の種類ごとに別個独立の契約であり、各契約ごとにそれぞれ期間の定めがあった。

- (三) 同 2(三)の事実は不知。
- (四) 同 2(四)の事実は否認する。なお、被告学研の本社ビル及び第二ビルには東京ふじせ 企画の従業員一○数名が来ていたが、右は出向ではなく、ふじせ企画側にスペースが無 く、他に場所を借りるには費用がかかるところから、学研の社屋の隅を使用したい旨の 被告ふじせ企画からの申し入れを受けて、被告学研において場所を提供したに過ぎない ものである。

(33)

(五) 同 2(五)のうち、昭和五二年一二月当時被告学研が被告ふじせ企画に対し原告主張の各出版物の編集業務を請け負わせていた事実及び右請負代金額が「一~六年の科学」については一か月三三〇万円、「学習まんが単行本」については一か月三三万円、「教育ジャーナル」については一か月二八万円であった事実を認め、その余の出版物の請負代金額は否認し、昭和五二年一二月当時の被告ふじせ企画と東京ふじせ企画との間の契約関係及び東京ふじせ企画の内容の点は不知。被告黒川、同角宮ら被告学研関係者が請求原因 2(五)記載の事情を知悉していた事実は否認する。

(34)

- 3 請求原因 3 について
 - (一) 同3のうち、被告黒川が昭和五二年一二月五日午後被告工藤と会って同被告から説明を受け、同被告と協議の上原告主張の基本方針を決定した事実は否認し、その余の事実は不知。
 - (二) 同 3(二)の事実は否認する。
 - (三) 同 3(三)の事実は否認する。
 - (四) 同 3(四)のうち、被告工藤が被告黒川及び同角宮と打ち合わせをした事実を否認し、 その余の事実は不知。
 - (五) 同 3(五)の事実は否認する。当日須田は被告学研本社に来てはいないし、被告黒川は 須田に会ってはいない。

(35)

- (六) 同 3(六)の事実は否認する。
- (七) 同 3(七)のうち、一二月一一日被告工藤が須田に対し第二ビル関係の業務も含めてすべての学研出版物編集業務が被告学研により「引き上げ」となることを通告した事実は不知。翌一二日に東京ふじせ企画から現実にすべての学研業務が「引き上げ」られた事実は否認する。
- (八) 同 3(八)の事実は不知。
- 4 請求原因 4 について 同 4(一)、(二)の主張は争う。
- 5 請求原因 5 について

(36)

同5の事実は不知。

(被告ふじせ企画、同工藤及び同坂元)

- 1 請求原因1について 同1(一)、(二)の事実は認める。
- 2 請求原因 2 について
 - (一) 同 2(一)の事実は否認ないし争う。
 - (二) 同 2(二)のうち、被告ふじせ企画が被告学研から各種出版物の編集業務を請け負っていた事実を認め、その余の事実及び主張は争う。被告学研と被告ふじせ企画との間の編集業務請負契約は、各出版物の種類ごとに別個独立の契約であり、各契約ごとにそれぞれ期間の

(37)

定めがあった。

- (三) 同 2(三)のうち、被告ふじせ企画が東京ふじせ企画に対し被告学研からの受注にかかる各種出版物編集業務を下請けさせていた事実を認め、その余の事実及び主張は争う。被告ふじせ企画と東京ふじせ企画との間の右下請負契約についても、各契約ごとにそれぞれ期間の定めがあった。
- (四) 同 2(四)のうち、東京ふじせ企画が被告学研と直接交渉して編集業務を遂行していた 事実は認め、その余の事実は不知ないし争う。
- (五) 同 2(五)の事実は争う。

(38)

- 3 請求原因3について
 - (一) 同 3(一)のうち、昭和五二年一二月五日東京ふじせ企画に東京ふじせ企画労働組合が 結成された事実及び被告工藤が五反田の東京ふじせ企画本社に赴いて同社労働組合員と の間で小ぜり合いとなった事実は認め、その余の事実は否認する。当日被告工藤は被告 学研に赴いてはいないし、被告黒川にも会っていない。
 - (二) 同 3(二)の事実は否認する。被告工藤は須田を連れて被告学研に赴いた事実は無く、 被告黒川及び同角宮と組んで須田に圧力をかけた事実も無い。
 - (三) 同 3(三)の事実は争う。

(39)

- (四) 同 3(四)の事実は争う。
- (五) 同 3(五)の事実は争う。
- (六) 同 3(六)の事実は争う。
- (七) 同 3(七)の事実は争う。
- (八) 同 3(八)の事実は認める。
- 4 請求原因 4 について 同 4(一)、(二)の主張は争う。
- 5 請求原因 5 について同 5 の事実は争う。
- 三 被告らの主張

(被告学研、同黒川及び同角宮)

(40)

被告学研と被告ふじせ企画との間及び被告ふじせ企画と東京ふじせ企画との間の各編集業務請

負契約が終了したのは、次のような事情によるものである。

1 昭和五八年一二月八日、被告工藤から被告学研の学習科学編集局の被告黒川・同角宮及び訴外村田實に対し、被告ふじせ企画五反田事務所に労働組合が結成され、被告学研に仕事の上で迷惑が及んでからでは遅いので、同編集局に関する被告ふじせ企画の受注業務を返上したい旨突然申し入れがあった。被告黒川らは、当時年末を控えた多忙の時期であったので、非常に困惑したが、被告ふじせ企画に一方的に業務を押しつけるのは危険である

(41)

し、仕事が出来ないというのであれば、一二月分の業務を滞りなく行うために、とりあえず、被告学研側で無理をしてでも返上される業務を行わざるを得ないものと判断し、やむなく被告工藤の右申し入れを受諾することとし、その結果、「一~六年の科学」、「学研まんが・お金と切手のひみつ」、「月刊教育ジャーナル」、「三~六年の学習」及び「どつかん \mathbf{V} 」の編集業務請負契約が解約された。

2 昭和五二年一二月一二日、須田から被告学研の教科図書編集部の戸谷部長に対し、「マイコーチ」の編集業務遂行のため被告学研に派遣されていた東京ふじせ企画の

(42)

スタッフを引き上げさせてもらいたい旨の申し入れがあった。戸谷は、当時「マイコーチ」の編集製作が右東京ふじせ企画のスタッフによって支えられていた状態であったため、須田の右申し入れを認めなかったが、それにもかかわらず、須田は、右スタッフ全員を、その担当業務を放置させたまま、一方的に引き上げてゆき、その結果、「中学マイコーチ・副読本」の編集業務請負契約は、被告ふじせ企画により一方的に放棄された。

3 以上の経過から明らかなとおり、被告工藤は、被告ふじせ企画代表取締役としての経営判断に基づき、被告学研との間の各編集業務請負契約を解約し、須田は、東京

(43)

ふじせ企画代表取締役としての経営判断に基づき、編集業務の遂行を放棄したものであって、被告黒川及び同角宮は、右被告工藤及び須田の各意思決定に詐欺、強迫等の手段で何ら違法に関与したものではないから、いずれも原告主張の不法行為責任を負ういわれはなく、右被告両名の責任を前提とする被告学研の責任についての原告の主張も失当である。

(被告ふじせ企画、同工藤及び同坂元)

1 被告学研と被告ふじせ企画との間及び被告ふじせ企画と東京ふじせ企画との間の各編集業務請負契約が終了したのは、次のような事情によるものである。

(44)

- (一) 昭和五二年一二月五日午前、被告工藤は須田から連絡を受けて東京ふじせ企画本社に 赴き、同社に労働組合が結成されたことを知った。そこで、被告工藤は、須田と、組合 対策について協議したが、須田は、被告工藤に対し、労働組合を解散させたいから任せ てほしい、もし組合を解散させることが出来ない場合は東京ふじせ企画を倒産させる旨 述べたので、被告工藤は、須田に労働組合対策を任せることにし、須田は東京ふじせ企 画労働組合との団体交渉に入った。
- (二) その後同月六日及び七日の両日にわたって、東京ふじせ企画において経営者側と労働 組合との間で団体交

渉が持たれたが、話は進展しなかった。ところが、須田は、被告工藤に対し、同月七日 夜、電話で、労働組合は解散の方向が出て来た、しかし、下達上の機関が必要である から、労働組合を社員懇談会へ組織替えしてそれに充てたい旨提案してきた。

(三) そこで、被告工藤は、同年一二月八日午前、労働組合結成後はじめて被告学研に赴いて被告黒川を訪ね、被告黒川及び同角宮に対し東京ふじせ企画に労働組合が結成されたことを説明し、須田は右労働組合を上からの組織に再編成する方針であるが、その方策は実際には困難であり、今後の被告学研との取引にも影響を

(46)

生ずるかもしれない旨報告したところ、被告黒川から、ショック療法をやるので、本取引についてはしばらく被告学研側でまかなうから、その間被告工藤の責任で編集業務を返上してくれと申し向けられ、被告工藤は、被告黒川の右要請を拒否する訳にはいかず、直ちに須田に対しこの旨を申し向けた。

(四) 須田は、右業務の返上に何ら反対することなく、同日夜被告工藤に対し、労働組合は 仕事の引上げにより動揺し、解散する方向になった旨伝えてきたが、翌一二月一〇日被 告工藤が東京ふじせ企画労働組合の組合員らと交渉したところ、組合が解散する様子は 全く窺

(47)

われなかったので、その旨須田に問いただすと、須田は、被告工藤に対し、同被告がいると話が混乱するからしばらくの間東京を離れてほしい旨申し向けた。

- (五) そこで被告工藤は同年一二月一二日からしばらくの間東京を離れたところ、須田はその間に労働組合の解散及び社員懇談会への組織替え工作を放棄し、被告学研と交渉して、業務返上の具体的手続をすべて東京ふじせ企画従業員に命じて行わせこれを完了させた。そして須田はその後東京ふじせ企画の倒産を計画、実行し、自ら破産申立てに及んだのである。
- (六) 以上の経緯から明らかなとおり、被告工藤は、被告

(48)

黒川の要請を受けて、東京ふじせ企画代表取締役須田に対し、学研業務を返上して取引を一時停止するよう示唆したにすぎないところ、須田は、東京ふじせ企画の名において、自ら業務の返上を行い、被告ふじせ企画と東京ふじせ企画との間の契約関係を一方的に解約したのであるから、被告ふじせ企画の一方的解約を前提とする原告の主張はいずれも失当である。

2 被告坂元は、被告ふじせ企画の単なる名義上の取締役であるに過ぎず、同被告会社の経営に関与することは一切なかったのであるから、商法二六六条の三第一項に基づく責任を負ういわればない。

(49)

四 被告らの主張に対する認否 被告らの主張はいずれも争う。

第三 証拠

証拠関係は、本件記録中の書証目録及び証人等目録記載のとおりであるから、これを引用する。

(51)

理 由

第一 当事者

一 原告

原告は、昭和五三年三月九日東京地方裁判所により株式会社東京ふじせ企画(東京ふじせ企画)の破産管財人に選任された弁護士である(この事実は、全当事者間に争いがない。)。

二 被告株式会社学習研究社、同黒川巌、同角宮二郎、

被告株式会社学習研究社(被告学研)は、児童、生徒、学生向けの学習図書等の出版等を業とする株式会社であり、被告黒川巌は昭和五二年一二月当時被告学研の学習科学編

(52)

集局次長、被告角宮二郎は右当時被告学研の学習科学編集局科学編集部長であった(以上の事実は、 全当事者間に争いがない。)。

三 被告株式会社ふじせ企画、同工藤英一、同坂元協子

被告株式会社ふじせ企画(被告ふじせ企画)は、昭和四五年ころに設立された、出版物の原稿作成及び編集等を業とする株式会社であり、被告工藤英一は被告ふじせ企画の設立以来の代表取締役で、かつ東京ふじせ企画の全株式の実質的所有者であり、被告坂元協子は被告ふじせ企画の取締役である(以上の事実は、原告と被告ふじせ企画、同工藤、同坂元(以下、右被告三名を指して「被告ふじせ企画

(53)

外二名」ということがある。)との間では争いがなく、以上の事実のうち、被告ふじせ企画が出版物の原稿作成及び編集等を業とする株式会社で被告工藤がその代表取締役である事実は、原告と被告学研、同黒川及び同角宮(以下、右被告三名を指して「被告学研外二名」ということがある。)との間においても争いがない。そして、原本の存在とその成立につき争いがない丙第七号証の一ないし四(東京都労働委員会の審問期日における被告工藤の供述)、証人須田博の証言及び被告工藤本人尋問の結果によれば、原告と被告学研外二名との間においてもその余の事実を認めることができ、被告工藤本人尋問の結果中被告工藤以外にも東京ふ

(54)

じせ企画の実質上の株主が存在する趣旨の供述部分は後記第二の二2において判断するとおり採用できない。)。

第二 被告学研、同ふじせ企画及び東京ふじせ企画の間の取引関係の形成

一 成立ら争いない甲第一二、第一三号証、原本の存在とその成立につきいずれも争いない甲第一四号証の一ないし三(東京都労働委員会の審問期日における平野勝男の供述)、同第一五号証の一、二(同審問期日における塚田寿一の供述)、同第一六号証の一、二及び同第一七号証(同審問期日における竹内輝夫の供述)、前掲丙第七号証の一ないし四(同審問期日における被告工藤の供述、ただし後記措信しない

(55)

部分を除く。)、証人須田博の証言により真正に成立したものと認められる甲第六号証、被告角宮

本人尋問の結果により真正に成立したものと認められる乙第三号証、同第二〇ないし第二二号証、証人村田實の証言により原本の存在及びその成立の認められる乙第四号証、証人須田の証言により真正に成立したものと認められる乙第七号証、証人須田、同村田(後記措信しない部分を除く。)の各証言及び被告黒川、同角宮、同工藤の各本人尋問の結果(いずれも後記措信しない部分を除く。)並びに弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実を認めることができ、後記二で排斥する証拠のほか、この認定を左右するに足る証拠はない。

(56)

1 被告工藤は、昭和三八年ころから出版物の原稿作成等の仕事に携わっていたが、昭和四二年ころに有限会社ふじせ企画を、続いて昭和四五年ころ被告株式会社ふじせ企画を設立し、いわゆる編集プロダクションとして株式会社小学館などに出版物の企画製作を売り込んだり出版物の原稿作成や編集業務等の注文を受けて営業活動を展開していた。ところが昭和四七年夏ころ、ボーナス闘争のこじれから被告ふじせ企画従業員によりふじせ企画労働組合が結成されて労働争議をひきおこし、東京都労働委員会の斡旋に持ち込まれ、結局被告ふじせ企画から労働組合へ解決金を払う方向で労使紛争は終結することと

(57)

なったが、そのために被告ふじせ企画の営業は一時中断を余儀なくされた。しかし、その後被告工藤が被告学研の城北支社長の紹介で被告角宮と会い、被告学研に出版物の企画製作を売り込んだ結果「美しい日本の旅」の編集製作業務の受注に成功し、昭和四八年八月ころ東京都千代田区西神田に事務所を開設して同所を被告ふじせ企画の本社とし、一時中断していた同社の業務を再開した。

2 ところが被告ふじせ企画がその業務を再開して間がないうちに、被告学研から同社の二大看 板月刊雑誌である「一~六年の科学」シリーズ及び「一~六年の学習」シリーズのうちの「一年~六年の科学」シリーズの編集業務

(58)

の発注を受け、右業務を遂行するために昭和四八年一〇月ころ被告学研から約四三〇万円を借り入れて東京都品川区五反田に新たに事務所(五反田事務所)を開設したが、その後被告学研から右「一~六年の学習」シリーズの編集業務の発注をも受けるに至った。被告学研からの右受注量はその後増大し、被告ふじせ企画は従業員を増員して同社五反田事務所で右編集業務を遂行していた。なお、右「一~六年の科学」シリーズ及び「一~六年の学習」シリーズの編集業務は、編集プロダクション側が独自に内容を企画して出版社の了解を取り付けたうえでその原稿の作成及び編集を行う、いわゆる持ち込み企画

(59)

(又は出版企画)とは異なり、右両雑誌の企画から取材及び整理を経て校正終了に至る編集製作工程のうちの一工程である取材及び整理、即ち執筆者への原稿依頼及び原稿入手並びにその原稿整理の業務のみを請け負うものであった。

3 被告工藤は、被告ふじせ企画によって被告学研から受注した「一~六年の科学」シリーズ及び「一~六年の学習」シリーズの編集業務を同社五反田事務所で遂行していたが、昭和五○年一○月一七日、被告工藤が全額出資して五反田事務所を株式会社組織化し、商号を被告ふじせ企画と同じ株式会社ふじせ企画として訴外佐々木孝悦

を同社の代表取締役に選任するとともに、被告ふじせ企画が受注していた右「一~六年の科学」シリーズ及び「一~六年の学習」シリーズの編集業務を右新会社に下請発注する形にした。ただ、従前の五反田事務所の什器備品はそのまま右新会社に引き継ぎ、被告ふじせ企画の社員は若干名を除いて約三○人がいわば自動的に新会社に移動したため、新会社設立の前後を通じて五反田事務所における業務内容に大きな変化はなかった。そして被告工藤は、昭和五一年八月二五日、右新会社の商号を変更して株式会社東京ふじせ企画とし、右佐々木に代えて五反田事務所の業務遂行の中心となっていた訴外須田博を

(61)

同社代表取締役に就任させた(以下、商号変更前も含めて右新会社を「東京ふじせ企画」と指称することにする。)。

4 被告ふじせ企画は、被告学研から継続的に「一~六年の科学」シリーズ及び「一~六年の学習」シリーズの編集業務を受注してこれを東京ふじせ企画に下請発注する以外に、被告学研から、「どつかんv」、「学研漫画」シリーズ、「教育ジャーナル」、「中学マイコーチ」「副読本小学体育」、「副読本小学道徳」などの編集業務の発注を受けてこれを東京ふじせ企画に下請発注し、また、被告学研以外にもひかりの国株式会社、駸々堂出版株式会社及び株式会社立風書房などからも各種出版物の

(62)

編集業務を受注してこれを東京ふじせ企画に下請発注し、同社において遂行させていた。そして、被告学研からの受注にかかる編集業務のうち、「一~六年の科学」シリーズ及び「一~六年の学習」シリーズについては、被告学研の各担当編集長又は副編集長が当該月号の題名、執筆予定者、企画メモ、頁数及び印刷方法等を頁順に記入した、いわゆる進行表を作成してこれを直接東京ふじせ企画の担当従業員に交付し、東京ふじせ企画の担当従業員は、被告学研の担当編集員と絶えず密接な打ち合わせを行いながら右進行表に基づいて執筆者への原稿依頼とその受領及び整理を行い、出来上がった原稿等を直接被

(63)

告学研の担当編集長に交付してその校閲に供する形で業務を遂行していた。また、「どつかんv」、「教育ジャーナル」、「学研漫画」シリーズについては、東京ふじせ企画の担当従業員約四人を被告学研の本社ビルに、「中学マイコーチ」及び「副読本」については、約一三人の担当従業員を被告学研の第二ビルにそれぞれ直接派遣し、これら東京ふじせ企画の各担当従業員はそれぞれ被告学研の各ビル内に専用の机を与えられ、被告学研の各担当編集長の指示を受けて各出版物の編集製作の全段階に関与し、被告学研の勤務時間に従い、同被告の什器備品を使用して同被告の各担当編集員と全く同様に各編集

(64)

業務を遂行していた。これに対し、被告工藤は、東京ふじせ企画のオーナーとしてその経営面では事実上大きな支配力を持っていたが、右各編集業務遂行の実務面には殆ど関与することがなく、契約代金額の改訂交渉や新たな出版物についての契約の締結は最終的にはすべて被告工藤が被告ふじせ企画及び東京ふじせ企画を代表する形で行っていた。そして、被告学研から被告ふじせ企画に支払われる右各編集業務の元請代金及び被告ふじせ企画から東京ふじせ企画に支払われるその下請代金の額については、「学研漫画」シリーズを除いてはいずれも右各編集業務の遂行に必要な東京ふじせ企画の従業員の員数を

単位として算定され、東京ふじせ企画の下請代金は被告ふじせ企画の元請代金の八割とすることが決められており、被告ふじせ企画は、東京ふじせ企画から学研業務のいわば紹介料として二〇パーセントの口銭を取る形態をとっていた。なお、被告学研からの受注にかかる編集業務について各出版物ごとに被告学研と被告ふじせ企画との間で契約書が作成されたこともあったが、契約書記載の契約期間の定めの有無にかかわらず被告学研から被告ふじせ企画に対する発注は継続され、また被告ふじせ企画と東京ふじせ企画との間において契約書が作成されたことはなかった(以上の事実のうち、被告ふじせ企画が

(66)

被告学研から各種出版物の編集業務を請け負っていた事実は全当事者間に争いがなく、被告ふじ せ企画が右編集業務を東京ふじせ企画に下請けさせていた事実及び東京ふじせ企画が被告学研 と直接交渉して編集業務を遂行していた事実は、原告と被告ふじせ企画外二名との間で争いがな い。)

5 昭和五二年一二月当時被告ふじせ企画が被告学研から受注して東京ふじせ企画に下請させていた編集業務は、「一~六年の科学」シリーズ及び「一~六年の学習」シリーズ、「どつかんv」、「学研漫画」シリーズ、「教育ジャーナル」、「中学マイコーチ」及び「副読本」であ

(67)

り、そのうち被告学研の看板雑誌である「一~六年の科学」シリーズについては、一年から六年までの各学年の当該月号合計六冊の総頁数約七〇〇頁のうち約三〇〇頁が、「一~六年の学習」シリーズについては、同じく一年から六年までの各学年の当該月号合計六冊の総頁数約一〇〇〇頁のうち約一六〇頁が、それぞれ被告ふじせ企画に発注され、東京ふじせ企画においてその編集業務を遂行しており、東京ふじせ企画では「一~六年の科学」に一〇名、「一~六年の学習」に五名の従業員を当てていたほか、被告学研の第二ビルへは一三名もの従業員を派遣して「中学マイコーチ」及び「副読本」の編集業務

(68)

に従事させていた。そして、右昭和五二年一二月当時の東京ふじせ企画の業務は、被告ふじせ 企画からの下請発注にかかるものがそのすべてを占め、そのうち被告学研以外の出版社からの 受注にかかる下請業務は殆ど終了しており、被告学研からの受注にかかる編集業務が被告ふじ せ企画及び東京ふじせ企画の業務の中心をなしていた(以上の事実のうち、昭和五二年一二月当 時被告ふじせ企画が被告学研から)「一~六年の科学」シリーズ、「一~六年の学習」シリーズ、 「どつかん v」、「学研漫画」シリーズ、「教育ジャーナル」、「中学マイコーチ」及び「副読本」 の各編集業務を受注していた事実は、原告

(69)

と被告学研外二名との間で争いがない。)。

- 二 証拠関係について
 - 1 前記一2の認定事実について、丙第七号証の二(東京都労働委員会の審問期日における被告工藤の供述)の供述記載中右認定に反する部分(被告ふじせ企画が五反田事務所を開設する際被告学研から三〇万円借入した旨の供述)は、被告工藤が本人尋問においては被告学研から約四三〇万円位借入した事実を認める供述をしていることや、右四三〇万円の貸付事実を認める被告黒川、同角宮各本人尋問の結果に照らし採用できない。

2 前記一3の認定事実について、被告工藤の本人尋問の

(70)

結果中右認定に反する部分(東京ふじせ企画の設立に際し被告工藤以外にも現実に出資した株主がいた旨の供述)は、被告工藤が後日東京都労働委員会の審問期日において東京ふじせ企画の設立資金を全額出した事実を認める旨の供述をしている(前掲丙第七号証の二)ことや、証人須田の、東京ふじせ企画の株式は被告工藤が一〇〇パーセント所有している旨の証言に照らし、採用できない。

3 前記一4の認定事実中、東京ふじせ企画の編集業務遂行の態様の点について、被告角宮本人は、「一~六年の科学」シリーズの編集業務の遂行に関する東京ふじせ企画と被告学研との打ち合わせは、東京ふじせ企画の直接

(71)

の担当従業員ではなく製作責任者を通じて行っていた趣旨の供述をし、証人村田は、「一~六年の学習」シリーズの編集業務遂行に関する右打ち合わせも東京ふじせ企画の直接の担当従業員ではなく製作責任者を通じて行っていた旨供述し、また、証人戸谷太一は、東京ふじせ企画からの派遣従業員について、ふじせ企画側の事務所が手狭なのでふじせ企画からの申出により便宜上被告学研の社屋を提供していたものにすぎない旨前記認定事実と趣旨を異にする供述をしているが、右いずれの供述も前掲一の各証拠に照らしたやすく採用できない。

4 前記一4の認定事実中請負代金額算定方法の点につい

(72)

て、証人村田、被告角宮本人及び同黒川本人は、「一~六年の科学」シリーズ及び「一~六年の学習」シリーズの請負代金額はいずれも発注にかかる頁数を単位に算定されていた旨供述し、また、証人戸谷は、「中学マイコーチ」の請負代金額は点数(冊数)単位に算定されていた旨供述する。しかし、前掲乙第三、第四、第七号証及び甲第一二、第一三号証(編集制作業務委託契約書)によれば、点数(冊数)を単位に請負代金額が算定されていた「学研漫画」シリーズについては、その契約書(乙第七号証)中の業務委託料を定めた条項(第七条)に、業務委託料一件につき金一〇〇万円を支払う旨点数単位

(73)

であることが明記されているのに対し、「一年~六年の科学」シリーズ(乙第三号証)、「一年~六年の学習」シリーズ(乙第四号証)、「中学マイコーチ」(甲第一二、第一三号証)の各契約書中の業務委託料を定めた条項はいずれも、単に業務委託料月額三〇〇万円(乙第三号証)又は業務委託料月額一五〇万円を支払う(乙第四号証)旨記載されているか、あるいは業務委託料月額単価三三万円を支払う(甲第一二、第一三号証)旨記載されており、さらに「中学マイコーチ」の契約書には覚書が添付されていて、右覚書中業務委託料内訳の人件費、一般管理費の項目に「五月~八月六名とする」旨(甲第一二号証)

(74)

及び「五二年九月~五三年一一月一二名とする」旨(甲第一三号証)いずれも員数が記載されている事実が認められ、右事実に照らすと、「中学マイコーチ」の請負代金額が点数単位ではなく従業員の員数を単位に算定されていた事実はその契約書の記載自体からして明らかであり、また、被告角宮本人尋問の結果及び証人村田の証言により認められる昭和五二年一二月当時の「一~六年の科学」の元請代金額(三三〇万円)及び「一~六年の学習」の元請代金額(一六五万

円)を右当時右各雑誌の編集業務に従事していた東京ふじせ企画従業員の員数(前記-5のとおり「科学」については一〇名、「学習」に

(75)

ついては五名)で除した金額はいずれも三三万円となって、右当時の「中学マイコーチ」の請負 代金額単価と一致する事実をも併せ考えれば、右「科学」、「学習」の各請負代金額も従業員の 員数を単位に算定されていたとみるのが合理的かつ自然であるから、この点に関する証人村田、 同戸谷、被告黒川本人及び同角宮本人の前記各供述はいずれも採用できない。

第三 被告学研、同ふじせ企画及び東京ふじせ企画の間の取引関係の終了及び東京ふじせ企画の倒産 市掲甲第一四号証の一ないし三(東京都労働委員会の審問期日における平野勝男の供述)、同第一五号証の一、二

(76)

(同審問期日における塚田寿一の供述)、同第一六号証の一、二(同審問期日における竹内輝夫の供述)、同第一七号証(同審問期日における竹内輝夫及び佐竹正徳の各供述)、丙第七号証の一ないし四(同審問期日における被告工藤の供述、ただし後記措信しない部分を除く。)、原本の存在とその成立につき争いない甲第一八号証(同審問期日における佐竹正徳の供述)、原告と被告ふじせ企画外二名との間ではその成立につき争いがなく、原告と被告学研外二名との間では証人須田の証言により真正に成立したものと認められる甲第二(後記措信しない部分を除く。)、第三号証、証人須田の証言により真正に成立したものと認められ

(77)

る甲第五号証、証人国分真一の証言により真正に成立したものと認められる甲第八ないし第一〇号証、被告工藤本人の供述の趣旨及び弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる丙第一ないし第六号証、証人須田、同村田(後記措信しない部分を除く。)、同戸谷(後記措信しない部分を除く。)、同国分の各証言及び被告工藤(後記措信しない部分を除く。)、同黒川(後記措信しない部分を除く。)、同角宮(後記措信しない部分を除く。)各本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実を認めることができ、後記二及び三で検討を加える証拠のほかには、この認定の妨げとなる証拠はない。

(78)

1 昭和五二年一二月五日、従業員の自宅待機や残業代未払の問題が契機となって東京ふじせ企画の従業員により東京ふじせ企画労働組合が結成され、同社代表取締役の須田に対しその旨通知された。須田は直ちに東京ふじせ企画の実質上の経営者である被告工藤に架電して同被告に組合結成の事実を伝えたところ、被告工藤はすぐさま東京ふじせ企画の本社である五反田事務所に来所し、同事務所に入るや否や、同事務所内に参集していた東京ふじせ企画労働組合員に対し、組合は認めない、東京ふじせ企画は被告学研の組合対策のためにできた会社だから、労働組合を結成すれば仕事が止まり、会社をつぶすこと

(79)

になる旨申し延べ、その際、一部労働組合員との間で小ぜりあいとなった。被告工藤は、須田に対し、早急に組合の解散を工作しないと困る旨話し、須田は一応自分に任せてほしい旨答えた。被告工藤はその後被告黒川に会って右労働組合結成の事実を伝えたところ、同被告から、被告学研としては下請プロダクションに労働組合が結成される事態は好ましくない趣旨の意向が示された。他方須田は被告工藤と別れた後、右労働組合の三役(執行委員長、副委員長及び

書記長)に対し、東京ふじせ企画は被告学研の組合対策のためにできた会社である旨説明するとともに、自宅待機にしていた従業員についてその措

(80)

置を撤回することを伝えた。同日夕方、須田は被告工藤と会い、被告工藤から、労働組合は好ましくない旨の被告学研の意向が伝えられた(以上の事実のうち、昭和五二年一二月五日東京ふじせ企画に東京ふじせ企画労働組合が結成された事実及び被告工藤が東京ふじせ企画五反田事務所に来所して一部労働組合員との間で小ぜりあいとなった事実は、原告と被告ふじせ企画外二名との間で争いがない。)。

2 翌一二月六日午前、須田は被告工藤に呼び出され、同被告からどうして組合ができたのか と詰問された。須田はその後被告学研の第二ビルへ赴き、同被告教育事業本

(81)

部教科図書編集部の「中学マイコーチ」及び「副読本」担当の山本編集課長及び福田編集課長と会い、東京ふじせ企画に労働組合が結成されたことを伝えるとともに、編集業務は正常に行う旨話した。更に同日午後、須田は被告学研本社ビルに赴き、被告工藤とともに被告黒川、同角宮及び被告学研学習科学編集局学習編集部長村田實と会った。被告黒川は、この席で、被告ふじせ企画と東京ふじせ企画が商業登記簿上別法人であり、労働組合は被告ふじせ企画の子会社に当たる東京ふじせ企画に結成された点を確かめたうえで、組合問題は子会社に当たる東京ふじせ企画に起きた問題であるから東京ふじせ企画

(82)

及び同社の代表者である須田において処理すればよい旨話した。他方、被告角宮は、組合ができると被告学研は困る旨話し、須田に対し労働組合員の名簿を出すよう申し渡した。また、同日夜、被告角宮は須田に架電し、明朝被告学研本社に来るよう伝えた。

3 翌一二月七日午前、須田が被告学研本社に赴くと、被告黒川は、前日と同様、組合問題は東京ふじせ企画において処理するよう申し渡した。須田は、一度五反田事務所に戻り、東京ふじせ企画労働組合に対し、「組合結成通知書に対する申入れ書」と題する書面(甲第八号証)を作成交付した。なお、須田は、右書面に、取引先等

(83)

へのいたずらな刺激を避けるため労働組合なる名称を検討の上変更されるよう申し入れる旨 記載した。その後須田は、被告角宮に呼ばれて再度被告学研本社に赴き、被告角宮に組合の現 状を報告し、同被告から、絶えず被告学研と連絡を取るよう申し渡された。

4 翌一二月八日午前、被告工藤は被告学研本社に赴き、被告黒川及び角宮に対し組合の解散工作が思うようにはかどらない旨伝えたところ、被告黒川は、被告工藤に対し、東京ふじせ企画から被告学研の編集業務を引き上げることにして、ショック療法をやろうと申し向けた。被告工藤は、組合が結成されたのでは被告学研の仕事を

(84)

円滑に処理することができず、従前通り被告学研の業務を続けてゆくためには当面被告黒川のいうショック療法を受け入れることもやむなしと考え、被告黒川に対し、被告ふじせ企画の方から業務返上という形にする旨返答した(被告工藤の右意思表示の持つ意味については後述する。)。同日夕方、被告工藤は須田を被告ふじせ企画の西神田事務所(本社)に呼び出し、須田に対し、お前がもたもたやっているからこういう事態になったのだと言って、被告学研の編集業

務が引上げとなること、その方法として被告ふじせ企画ないし東京ふじせ企画側から仕事を返上する形をとることを伝えた。そして、被告工

(85)

藤は、須田に対し、被告学研及び被告ふじせ企画の方針として、非組合員から東京ふじせ企画に対する辞表及び今後組合活動をしない旨の誓約書を取り付けて被告ふじせ企画に吸収するほか、組合が解散するまでは組合員のうち改心した者についても同様の処置をとることとするので、これに協力するよう申し向けた。その後同日夜、被告学研教育事業本部教科図書編集部長の訴外戸谷太一から須田のもとへ電話があり、被告学研ビルと切離して同被告第二ビル関係の業務だけは継続できないかと打診があった。そして同日深夜被告工藤は須田に架電して右業務引上げの説明をし、須田はこれに対して業務引

(86)

上げは困るという趣旨のことを話したが、被告工藤に押し切られた。

5 翌一二月九日午前、須田は、被告学研へ派遣されていた従業員を除く東京ふじせ企画従業員に対し、被告学研の業務が引上げになったことを伝えた。須田は、同日午後、被告工藤とともに被告学研へ赴き、被告黒川及び同角宮と会った。被告黒川は須田らに対し、被告工藤が業務を返上した形にして組合に対しショック療法を行うから、須田が責任を持って処理するよう申し渡すとともに、非組合員から東京ふじせ企画に対する辞表及び組合活動をしないという誓約書を取り付け、組合員のうち改心し

(87)

たものについても同様の措置を取って被告ふじせ企画で再雇傭するよう申し向けた。須田は、 反対しても仕方がないものと考え、子会社なりの努力をする旨返答した(須田の右意思表示の持つ意味については後述する。)。また、被告角宮は、須田に対し、組合員と非組合員の区別をはっきりさせるよう申し向け、さらに、被告学研本社へ派遣中の東京ふじせ企画従業員の小松と 染谷については被告角宮自身が辞表を出すよう説得する旨述べた。その後被告工藤は戸谷と会い、被告学研の第二ビル関係の業務(「中学マイコーチ」及び「副読本」)継続の件を話し合った。他方、須田は同日夕方、東京ふじせ企画

(88)

労働組合と団体交渉を行ったが、それは、組合の存在を前提として労働条件等について組合と協議する以上のものではなく、組合側でも、業務打切り問題の解決については、須田が自らの非力を認める態度を見せたこともあって、同日以降被告工藤との話合いを求める方針を決定した。

6 翌一二月一○日午前、須田は被告学研の第二ビルに赴き、戸谷と会って第二ビル関係の業務継続の件を話し合った。ところが、右話し合いの途中被告角宮から帰りに被告学研本社へ立寄るよう電話があり、これを受けて須田が同被告本社へ赴くと、被告角宮は、須田に対し、被

(89)

告学研の業務はすべて止まるのであって、第二ビルについても別扱いは無理である旨申し渡した。しかし、同日、被告学研の学習編集部から東京ふじせ企画の従業員(労働組合員)に仕事が出され、その後すぐ撤回されるという事態が生じた。そこで、被告角宮は、同日夜須田に架電して、被告学研は人事部が間に入って協力しているから安心して処理するよう伝えるとともに、須田に対し君も男を上げるチャンスだと述べた。他方、被告工藤は、同日午前、東京ふじせ企

画の労働組合員から求められて交渉を持ったが、その際、被告工藤は、右労働組合員に対し、 業務を戻して欲しければ組合を解散せよと申し向

(90)

けたため、交渉は物別れに終わった。

- 7 翌一二月一一日、被告工藤は、須田に対し、被告学研の第二ビル関係の業務をも含めてすべての編集業務が引上げとなる旨通告した。
- 8 翌一二月一二日午前、須田は被告学研の第二ビルに赴き、戸谷と会ったが、同人は、須田に対し、仕事が止まっては困る旨の話をした。須田はその後被告学研本社へ赴いて被告黒川、同角宮に会い、被告学研の従業員が周囲にいる場所で右被告両名に対し、組合がもめており被告学研に迷惑を掛けると困るので仕事を引き上げさせていただく旨申し述べ、右被告両名は、困ったけれども早

(91)

急に解決してほしい旨答えた。そして同日午後、須田は再度被告学研第二ビルに赴き、同ビルに派遣していた東京ふじせ企画従業員全員を引率して引き上げた。

9 昭和五二年一二月一二日以降、「一~六年の科学」シリーズ及び「一~六年の学習」シリーズをはじめとする被告学研本社ビル関係の編集業務については、東京ふじせ企画の各担当従業員に被告学研から渡されていた進行表が回収され、その後被告学研側から新たに進行表が交付されることはなかった。ただ、被告学研本社ビルへ派遣されていた東京ふじせ企画従業員のうち同社に辞表を提出した者はそのまま被告学研本社において編集業務を

(92)

継続した。また、被告学研第二ビルから引き上げられた東京ふじせ企画従業員は、同日以降第 ニビルへ赴くことはなかった。

10 被告工藤は、同年一二月一二日ころからしばらくの間東京を離れたが、その間も被告黒川及 び同角宮と連絡を取り合っていた。そして、被告ふじせ企画の役員であった訴外金丸が東京ふ じせ企画労働組合に対して、組合の解散と引き換えに被告学研の業務を戻してはどうかと説得 を続けた。他方、被告学研第二ビルの教科図書編集部山本編集課長から東京ふじせ企画五反田 事務所にしばしば電話があり、組合を解散して早く戻ってくるよう伝え

(93)

てきた。須田も、同年一二月中ころから翌昭和五三年一月にかけて組合員と話合いをし、東京都労働局ないし労政事務所に斡旋を依頼するなど一応の努力をしたが解決できないまま推移した。なお、同年一二月一六日被告学研から被告ふじせ企画に対し従前通り一二月分の請負代金全額が支払われ、東京ふじせ企画従業員の一二月分の給料も支払われた。

11 同年一二月一九日夕方から被告工藤は東京ふじせ企画労働組合と交渉を持ち、右交渉は翌一二月二〇日の午後まで続いた。被告工藤は、組合員に対し、組合を解散しなければ業務は戻らない旨繰り返したが、交渉はまとま

(94)

らなかった。被告工藤はその後被告学研第二ビルへ赴き、戸谷に対し当分の間「中学マイコーチ」の編集業務を請けることはできない旨言明した。なお、被告学研においては前記のとおり 須田が下請けの編集業務を返上することを言明して以来、辞表を提出した東京ふじせ企画の元 従業員、被告学研の従業員を動員し、更には急遽他のプロダクションに発注するなどして当面 の編集業務を消化したが、一二月中ころから同月末にかけて、被告学研第二ビルの「中学マイコーチ」編集担当者から東京ふじせ企画の「中学マイコーチ」担当の労働組合員たる従業員に対し、被告学研と直接契約を締結するよう勧誘が始め

(95)

られた。他方、被告工藤は、同月末ころから、須田に対し、被告学研が仕事引上げに、協力してくれたうえ代金も全額支払ってくれているのだから、早くなんとかしないと立場がなくなる趣旨のことを申し向けて東京ふじせ企画が不渡りを出すことを示唆するようになった。

12 東京ふじせ企画は、昭和五三年一月一〇日に第一回目の、同月二〇日に第二回目の手形不渡りを出して倒産した。同月末ころ被告学研から被告工藤に対し毎月の請負代金より少ない五〇〇万円の資金援助があり、これに伴って東京ふじせ企画従業員の一月分の給料も支払われたが、須田は同年二月八日東京ふじせ企画の自己破産の申

(96)

立てを行い、同年三月九日東京地方裁判所により東京ふじせ企画に対し破産宣告がなされた(以上の事実のうち、被告学研から五〇〇万円が支払われた事実及び東京ふじせ企画従業員の一月分の給料が支払われた事実を除くその余の事実は、原告と被告ふじせ企画外二名との間で争いがない。)。

(97)

- 二 被告らは、被告学研、同ふじせ企画及び東京ふじせ企画の間の取引関係が終了した経過について、前記一1ないし8において認定した事実と異なる事実経過を主張し、証人村田、同戸谷及び被告黒川、同角宮、同工藤各本人も右認定事実と異なる供述をし、また前掲丙第七号証の三、四(東京都労働委員会の審問期日における被告工藤の供述)にも右認定事実と異なった供述記載があるので、以下証拠関係について検討を加える。
 - 1 被告工藤の供述について

被告工藤本人尋問の結果及び前掲丙第七号証の三、四における被告工藤の供述の骨子は次の とおりである。即

(98)

ち、被告工藤は、昭和五二年一二月五日、東京ふじせ企画五反田事務所へ赴いてはじめて東京 ふじせ企画労働組合の結成を知ったが、須田に組合との交渉を任せることにし、同月八日まで 被告学研に組合結成の事実を伝えることも被告黒川と会うこともしなかった。ところが同月七日の時点で須田は組合がすぐにでも解散する旨楽観的な連絡をしてきたのに対し、東京ふじせ 企画の管理者側従業員である星は解散の見込みなしと伝えてきたため、被告工藤はこのままで は被告学研からの受注業務の遂行に支障が出ると考え、同月八日になって組合結成後はじめて 被告学研に赴いて被告黒川、同角宮らと会い、組合結成の事実を伝えたところ、被告黒川からショック療法又は仕事の引上げを申し渡され、同日これを須田に伝えた。被告工藤はその後も 組合対策を須田に任せ、また、同月一○日には自らも組合と話し合いをもったが、須田から、被告工藤が東京にいては組合対策が思うようにはかどらないのでしばらく地方に出てくれと 頼まれ、同月一二日から大阪に出張した。以上が被告工藤の供述の骨子であるが、一二月六日 以降被告学研から須田及び東京ふじせ企画に対しさまざまの働きかけが行われていることが 証拠上認められるにもかかわらず、被告学研と直接の契約関係がある被告ふじせ企画代表者で、

かつその下請けの東京ふじせ企画のオーナーに当たる被告工藤が同月八日まで被告学研と何らの接触をも持たずに事態を傍観していたというのは、同被告の述べる経営上の信念をもってしてもいかにも不自然であること、被告工藤が同月五日被告黒川と会った事実自体については被告学研側の被告黒川、同角宮及び証人村田の各供述においていずれもこれを認めていることに照らせば、編集業務返上の経緯に関する被告工藤の供述は、一部信用性に欠けるものと言わざるをえず、被告本人尋問の結果及び前掲丙第七号証の三、四の供述記載中前記一1ないし8の認定事実に反する部分は採用できない。

(101)

2 証人村田並びに被告黒川及び同角宮各本人の各供述について

証人村田、被告黒川及び同角宮は、被告学研、同ふじせ企画及び東京ふじせ企画の間の取引関係が終了した事実経過について、ほぼ一致した供述をし、その骨子は次のとおりである。即ち、昭和五二年一二月五日夕方、被告工藤が被告学研本社に来訪し、被告黒川、同角宮及び村田に対し、ふじせ企画の五反田事務所に労働組合が結成され、残業代の支払を要求してもめており、被告工藤としては、被告学研からの委託料(請負代金)ではとてもその要求に応えられないのでこれを拒否するつもりである旨述べ、

(102)

さらに、多少ごたごたがあるかもしれないが、組合問題は被告工藤が責任を持って解決するから仕事は大丈夫であり、被告学研に迷惑を掛けることはしない旨明言したので、被告黒川、同角宮及び村田としては、被告工藤が被告学研に対し請負代金の増額要求の含みで来訪したのであろうと判断し、そのままにしておいた。ところが、同月八日朝被告工藤は再び被告学研本社に来訪し、被告黒川、同角宮及び村田に対し、五反田事務所の労働組合は非常に過激で話し合いのできる状態でなく、被告工藤の手に負えないものであり、このままでは仕事の上で被告学研に迷惑がかかると困るので、被告工藤の方からい

(103)

ったん被告学研からの受注業務を返上し、また仕事が出来るようになったら改めてお願いする 旨突然申し出た。被告黒川らは、年末を控え非常に多忙な時期であったので、一方的に仕事を 返上されては困るとして両被告と押問答になったが、できないという者に無理に依頼をするこ とは不可能であると考えて、仕方なく被告工藤の右申出を受けることにした。なお、被告黒川 らは、同日はじめてふじせ企画と東京ふじせ企画が別法人で須田が東京ふじせ企画の代表者で あり、労働組合は東京ふじせ企画に結成されたことを知った。ところが、同月一〇日の朝被告 工藤から被告学研の学習編集部へ電話があって、ふ

(104)

じせ企画五反田事務所は平常どおりになったからまたお願いします旨申し出たので、同部では ふじせ企画に仕事を出そうとしたところ、同日昼ころ、組合結成後はじめて須田が被告学研本 社に来訪し、被告黒川及び村田に対し五反田事務所はまだ仕事のできる状態ではないので仕事 を出してもらっては困る旨抗議した。そして後日、被告工藤から被告黒川のもとへ、右一〇日 の件について詫びの電話があった。なお、被告黒川、同角宮及び村田はいずれも右以外には被告工藤及び須田に会ってはおらず、また、それぞれの仕事のスケジュール上右以外に被告工藤又は須田と会う時間的余裕はなかった。以上が証人村

(105)

田、被告黒川及び角宮の供述の骨子である。しかしながら、被告学研側が一二月五日の時点で被告工藤から労働組合結成の事実を告げられていながら、同月八日に被告工藤が再び来訪するまで同被告、須田及び東京ふじせ企画に対し何らの接触も働きかけも行わずに手をこまねいていたというのは、前記第二の一4、5において認定したとおり当時被告学研から被告ふじせ企画に対し被告学研の看板雑誌である「一~六年の科学」シリーズ及び「一~六年の学習」シリーズを含めて継続的に大量の発注が行われ、東京ふじせ企画において業務が遂行されていた実態に照らすと、注文者である被告学研側の対応と

(106)

してはいかにも不自然であるといわなければならない。被告黒川及び証人村田は、被告学研側でも被告ふじせ企画ないし東京ふじせ企画の仕事の内容については満足し、評価していたことを述べており、前認定の被告学研と被告ふじせ企画との契約関係及び発注業務遂行の実態を併せ考えれば、被告ふじせ企画への発注とその履行は、被告学研の業務遂行上かなり大きな重味を持つことが明らかであり、前記の東京ふじせ企画における労働組合の結成が今後の契約関係の推移ないし被告学研の業務遂行上どのような影響をもたらすかについて被告工藤及び須田らと真剣な検討を重ねてしかるべきであるのに、一二月

(107)

八日の被告工藤の「突然の申出」に対し労働組合の状況その対策等につきさしたる協議もなく その日のうちに結論として受け入れたというのも、経営者側の行動として理解し難いものがあ る。更に、証人村田、被告黒川及び同角宮は、いずれも同月五日、八日及び一○日以外に被告 工藤及び須田に会う時間的余裕がなかった事実はそれぞれの業務日程のタイムスケジュール を記入した手帳の記載からして明らかである旨供述しながら、右手帳は探してみなければどこ にあるかわからない旨弁解したり、プライベートな記載も存在するゆえ法廷に出せない旨弁解 し、現実にいずれの手帳も証拠として提出されていな

(108)

いこと、一二月一〇日の須田及び被告工藤の言動に関する供述もそれ自体不自然なものであること(-二月一〇日の出来事に関する被告黒川らの供述は、同日被告学研の学習編集部から東京ふじせ企画従業員に仕事が出され、その後すぐ撤回された事実<math>(前記-6の認定事実)を裏面より物語るものである。)に照らすと、証人村田、被告黒川及び同角宮の供述は、いずれも全体として信用性に欠けるものと言わざるをえず、証人村田の証言及び被告黒川、同角宮各本人尋問の結果中前記-1ないし8の認定事実に反する部分は採用できない。

3 証人戸谷の供述について

(109)

証人戸谷の供述の骨子は次のとおりである。即ち、昭和五二年一二月八日、被告学研の教科図書編集部山本編集課長から同部長の戸谷に対し、ふじせ企画の内部に労働組合が結成され、諸要求を出して被告工藤とやりあってもめている旨心配そうに伝えて来たので、山本をして須田に事情を聞かせたが、同人は、今ごたごたしていて説明する暇がない旨返答したため、被告工藤と連絡をとって、翌九日被告工藤と会った。被告工藤は、その席で、戸谷に対し、組合ができて弱ってしまった旨述べるとともに、組合は残業手当の支払を要求しているがとても応じられず、このままごたごたが続くと被告学研に迷惑を

掛けることにもなりかねないから、場合によっては仕事をお願い出来なくなるかもしれない旨言い出したので、戸谷は、仮にもそのようなことにならぬよう被告工藤に申し向けたところ、同被告は、まあ大丈夫でしょう、任せてくださいと答えた。そして翌一〇日午前には、被告工藤から電話があって、昨日あのようなことを言ったが、仕事は差し支えない旨連絡してきたので、戸谷はこれを聞いて安心していたところ、同月一二日午後、須田が突然被告学研第二ビルに来訪し、事情が変わったので「中学マイコーチ」担当の従業員を引き上げさせて下さいと言い出し、戸谷らが慰留したにもかかわらず、須田は第

(111)

二ビルに派遣していた従業員全員を引率して一方的に引き上げていった。以上が証人戸谷の供述の骨子であるが、右供述は、戸谷外被告学研第二ビル側が、一二月八日及び一〇日に須田と、同月九日に被告工藤と接触し、同月一二日に須田により第二ビル派遣従業員の引上げが行われたという事実の概要の点では前記一1ないし8の認定事実と符合し、その際のやりとりに関する供述が右認定事実と異なるものであるところ、右供述の相違部分はそれ自体やや不自然であって、被告黒川、同角宮及び証人村田の各供述とその趣旨を共通にしようと意識的に作為していることが窺われ、信用性に欠けるものと言わざる

(112)

をえないから、証人戸谷の証言中前記一1ないし8の認定事実に反する部分は採用できない。 三 右二において言及した以外の証拠判断は次のとおりである。

- 1 前記一 10 の認定事実について、前掲甲第二号証中須田が昭和五二年一二月一三日被告工藤と 会った旨の記載部分は、前掲丙第一ないし第六号証に照らし措信し難く採用できない。
- 2 前記一 11 の認定事実について、前掲丙第七号証の四(東京都労働委員会の審問期日における被告工藤の供述)中、被告工藤が一二月二〇日組合との交渉後被告黒川に経過

(113)

を報告にゆき、その際同被告から被告学研第二ビルの仕事も止めるよう言われて(同日までは第二ビル関係の仕事が続いていたとの趣旨)、戸谷と大森駅近くの喫茶店で会った旨の供述記載は、一二月九日に行われた被告工藤と戸谷との話し合いの事実(前記一5の認定事実)と混同しているものと思われ、証人国分、同戸谷の右と異なる趣旨の各証言に照らし採用できない。

3 前記一12の認定事実について、被告工藤本人の尋問の結果中、昭和五三年一月には被告学研 から被告ふじせ企画に対して支払がなされていない旨の供述部分は、被告工藤が後日東京都労働 委員会における審問期日において昭

(114)

和五三年一月末ころ被告学研から五〇〇万円の金が出た事実を認める供述をしている(前掲丙第七号証の四)こと及び被告黒川も被告工藤個人に金五〇〇万円を渡した旨の供述をしていることに照らし、採用できない。

第四 被告らの責任

以下、前記第一ないし第三において認定した事実に基づいて、被告らの責任について検討する。

一 継続的契約関係の成立

前記第二の一において認定した事実によれば、昭和五二年一二月当時、被告学研と被告ふじせ 企画との間には、各出版物ごとの個別請負契約のほかに、被告ふじせ企画が被

(115)

告学研の出版物編集製作体制に組み込まれて、被告学研から継続的に毎月一定量の発注を受けるという継続的契約関係が基本に成立していたものと認めることができ、また、被告ふじせ企画と東京ふじせ企画との間にも、東京ふじせ企画が被告ふじせ企画に専属する下請会社として同被告が被告学研から受注した編集業務を継続的に請け負う、継続的契約関係が基本に成立していたものと認めることができる。そして、被告ふじせ企画は、元請会社としてその代表者の被告工藤が東京ふじせ企画の経営に事実上大きな支配力を持っていたものの、形式上は東京ふじせ企画から二〇パーセントの口銭を取る存在にすぎず、業務遂行の実務面

(116)

においては東京ふじせ企画が被告学研の出版物編集製作体制に取り込まれて両者の直接交渉のもとに業務が進められたうえ、同社の被告学研への派遣従業員については被告学研の労務管理に準じて業務に従事するなど、通常の元請、下請関係には見られない特徴が存在したことは否定できないが、未だ右の点を根拠に、法形式的にも被告学研、同ふじせ企画及び東京ふじせ企画の三者間に学研出版物編集業務についての三面的契約関係が成立していたものと認めることはできない(従って、右三面的契約関係の成立を前提とする原告の予備的請求は、すでにこの段階において失当と言わざるを得ない。)。

(117)

二 被告学研による業務引上げ

前記第三の一において認定した事実経過によれば、被告学研の被告黒川及び同角宮は、昭和五 二年一二月五日東京ふじせ企画に労働組合が結成された事実を了知するや、直ちに被告工藤を通 じて労働組合は好ましくない旨の意向を表明し、その翌日から須田及び東京ふじせ企画に対し労 働組合を解消させるよう働きかけたうえ、同月八日被告工藤に対し、東京ふじせ企画から被告学 研の編集業務を引き上げること(ショック療法)を申し向け、さらにその翌日、須田に対しても直 接右ショック療法を行う旨申し渡したというのであるから、東京ふじせ企画に対する業務引上げ (

(118)

その実態は前記第三の一8及び9記載のとおりであって、法律的には新規発注の中止及び既発注 分についての注文者側の協力義務不履行を直接の内容とするものと認められる。)が、被告学研の 被告黒川及び同角宮の共同意思のもとに、右被告両名の発案で被告工藤及び須田に働きかけて受 注業務の返上の形で実行に移された事実はこれを否定することができないものと認められる。

ところで、原告は、被告黒川及び同角宮による右業務引上げの通告及びその実行をもって、右 被告両名が東京ふじせ企画を倒産させる目的で被告工藤に対し被告ふじせ企画と東京ふじせ企 画との間の前記継続的契約関係の一方的解

(119)

約を命じ、又は右一方的解約に積極的に加担したものである旨主張するので、以下この点について検討する。前記第三の一において認定した事実経過及び右一において判示した被告学研、同ふじせ企画及び東京ふじせ企画の間の契約関係の実態からみれば、むしろ原告の右主張は、被告黒川及び同角宮が東京ふじせ企画を倒産させる目的で被告学研と被告ふじせ企画の間の継続的契約関係を一方的に解約したと構成すべきものと考えられるが、いずれにしても、被告黒川及び同角宮が、業務引上げが実行された当初から、被告学研、同ふじせ企画及び東京ふじせ企画の間の各継続的基本契約を完全に解消する意図を有していたか否かとい

う点については、証人須田の証言(被告黒川が一二月九日須田に対し今後一切の仕事を止める旨申し渡し、さらに子会社がなくなっても親会社がある以上被告学研は迷惑しないと話した旨の供述)、前掲甲第二号証の記載(被告黒川が一二月九日須田に対し、被告ふじせ企画は東京ふじせ企画に今後一切仕事を出さず、東京ふじせ企画は一二月の手形が決済できずら倒産する旨話したとの記載)及び承認国分の証言(一二月七日小松から、被告角宮が同人に対し組合ができた以上ふじせ企画はつぶすと言った旨伝えてきたとの供述)中に被告黒川及び同角宮の右意図の存在を窺わせるかの供述部分が存在するうえ、業務引上げないし返上が実

(121)

行された一二月一二日以降被告学研から被告ふじせ企画又は東京ふじせ企画に対し、労働組合対策を含めた善後策を協議したり、編集業務の発注を再開した事実は本件全証拠によるも窺われず、むしろ東京ふじせ企画は倒産し、被告ふじせ企画も何ら業務を行っていないことが認められるから、被告黒川及び同角宮が当初から継続的契約関係の一方的解約を行ったのではないかとの疑いが生じないではない。しかしながら、前判示のとおり、被告黒川による業務引上げの発言は、同被告及び被告角宮が東京ふじせ企画に結成された労働組合の解消を働きかける過程において、「ショック療法」という表現を用いてなされたこと、右「ショッ

(122)

ク療法」という語義自体通常ある目的を達成するため一時的に刺激の強い手段を用いることを意味するものと解されること、前記第三の一において認定した事実によれば、被告工藤は、被告黒川の右発言を、あくまでも労働組合を解散するための手段としての業務引上げである旨理解し(被告工藤は、この関係を、被告学研と被告ふじせ企画間の「仕事発注の合意留保である。」と供述している。)、その後労働組合との交渉において、業務を戻して欲しければ組合を解散するよう繰り返し説得していること、業務引上げの実行後も被告学研から東京ふじせ企画に対して昭和五二年一二月分の代金支払いがなされ、翌五三年一月分につい

(123)

ても相応の資金援助がなされて東京ふじせ企画にも入金されていること、以上の諸事情が認められ、右諸事情に照らせば、被告黒川の被告工藤に対する業務引上げの発言(前記第三の一4の事実)、被告黒川の須田に対する業務引上げの発言(前記第三の一5の事実)及び業務引上げの実行(前記第三の一8及び9の事実)の各事実をもってしても、被告黒川及び同角宮により被告学研と被告ふじせ企画との間の継続的契約関係の一方的解約又は被告工藤に対する被告ふじせ企画と東京ふじせ企画間の継続的契約関係の一方的解約の働きかけが確定的に行われたとの積極的心証を得るには至らない。もっとも、前記第三の一において認定し

(124)

た事実と、右認定の業務引上げないし返上後被告学研側と被告ふじせ企画ないし東京ふじせ企画側との間で編集業務発注再開に向けての対策がとられることなく東京ふじせ企画の倒産に至った経緯を併せ考えれば、被告黒川及び同角宮としては、少なくとも労働組合の解散等の方策が奏功しない場合は被告学研からの発注の再開はあり得ず、そのため東京ふじせ企画が倒産に至るもやむなしとの判断のもとに被告工藤及び須田に業務返上を働きかけ、被告工藤及び須田にもその認識があったものと推認するに難くなく、結局、被告黒川及び同角宮の発案による業務引上げ及びその実行は、被告黒川及び同角宮の右のような東京ふじせ企画の

倒産についてのいわば未必的認識のもとに、東京ふじせ企画労働組合を解散に追い込み、又は労働組合とは性格の異なる組織に変質させるための手段として被告学研と被告ふじせ企画間及び同被告と東京ふじせ企画間の各継続的契約関係に基づく取引を当分の間留保することを意味するものであったと認めるのが相当である。

三 業務引上げに対する被告工藤及び須田の承諾

東京ふじせ企画に対する業務引上げが被告黒川及び同角宮の発案により被告工藤及び須田に働きかけて実行されたこと及び右業務引上げが東京ふじせ企画労働組合の解散等を目的とした継続的契約関係に基づく取引の留保を意味す

(126)

るものであったことは前判示のとおりであり、また、被告工藤は、昭和五二年一二月八日被告黒川から業務引上げを申し向けられた際、組合を解散させて従前通り被告学研の業務を続けてゆくためにはショック療法もやむなしと考えて、被告ふじせ企画の方から業務返上という形にする旨返答したこと、及び須田は、同月九日被告黒川からショック療法を行う旨申し渡された際、反対しても仕方がないものと考えて、子会社なりの努力をする旨返答したことは、前記第三の一4及び5において認定したとおりである。そして右事実によれば、一二月八日の時点において、被告黒川及び同角宮と同工藤との間に、東京ふじせ企画労働組合を

(127)

解散に追い込むか、又は労働組合とは異なる性格の組織に変質させることを目的として、被告学研と同ふじせ企画の間の継続的契約関係に基づく取引を留保する旨の合意が成立し、同月九日の時点で須田も右取引の留保(業務引上げ)に同意したものと認めるのが相当である。ところで、被告黒川及び同角宮の発案による本件業務引上げが被告工藤及び須田の意思に反して一方的に行われたとすれば、右業務引上げがたとえ取引の留保を意味するものであったとしても、右被告両名の行為は東京ふじせ企画に対し不法行為を構成し、ただ被告ふじせ企画は債務不履行における帰責事由を欠くことになるに過ぎないことは言うまでもなく、ま

(128)

た、右業務引上げが被告黒川及び同角宮と被告工藤との合意のもとに須田の意思に反して一方的 に行われたとすれば、被告黒川、同角宮及び被告工藤の行為は東京ふじせ企画に対し不法行為を 構成し、被告ふじせ企画には東京ふじせ企画に対する債務不履行が成立することは論を俟たない ところ、前示のとおり被告工藤及び須田は両名とも業務引上げ自体には承諾しているので、以下、 右承諾が瑕疵のない有効なものであったか否かについて検討する。

前記第二の一5において認定した事実によれば、昭和五二年一二月当時被告ふじせ企画及び東京ふじせ企画が受注して遂行していた業務の殆どが被告学研からの編集業務であ

(129)

ったのであるから、たとえ一時的にせよ被告学研が被告ふじせ企画に対する取引を停止した場合 即座にして被告ふじせ企画及び東京ふじせ企画は取引業務を失うことになり、そのまま推移すれ ば倒産は必至というべきであるから、かかる事態は、被告ふじせ企画代表取締役被告工藤及び東 京ふじせ企画代表取締役須田にとって決して好ましいものでないことは明らかといえる。しかし ながら、前記第二の一及び第三の一において認定した事実によれば、被告工藤は、下請会社の東 京ふじせ企画に労働組合が結成されたことを知るやいなや同社の五反田事務所にかけつけ、組合 員に対して、労働組合を結成すれば仕事が止まり、会社をつぶす

(130)

ことになる旨申し述べるとともに、須田に組合の解散工作を指示したうえ、自ら取引先である被告学研の被告黒川に組合結成の事実を伝えていること、被告工藤は被告黒川からショック療法を行う旨言われた際、特にこれに異を唱えようとした形跡はなく、かえって自ら返上という形にする旨返答したうえ、須田に対して業務返上を了承するよう説得した様子が窺われること、被告工藤は業務打切りを合意した後、東京ふじせ企画労働組合に対して業務を戻して欲しければ組合を解散するよう申し向けて説得を行い、組合の解散が無理とみるや逆に東京ふじせ企画の不渡倒産に思いを至すようになったこと、被告工藤は、被告学研と取引

(131)

を始める前にも労働組合の結成が原因となって被告ふじせ企画を一時休業に追い込まれた経験を有していたこと、以上の諸事情が認められ、右諸事情に被告工藤本人尋問の結果を併せ考えると、被告工藤は、被告学研等のいわゆる大手企業からの発注に依存してその経営を成り立たせている編集プロダクションにおいては、その経営を維持してゆくためには労働組合が存在してはならず、労働組合が結成された場合には発注先から取引を停止されても下請企業の立場上やむをえないとの一種の経営信念とでもいうべきものを当初から有していたものと認められるのであり、従って、業務引上げに対する被告工藤の承諾も、同被告の右信念が

(132)

基礎となって、労働組合を解散させ又は変質させるためには業務引上げの方策によることもやむをえないとの経営判断に到達した結果、むしろ積極的になされたものと認められるから、右承諾は錯誤又は強迫等の事由により正常な判断能力を欠いた状態で意思に反してなされた瑕疵あるものであるとは到底いえない。また、須田については、前記第三の一において認定したとおり、昭和五二年一二月八日被告工藤から業務引上げを通告された際業務引上げは困る旨述べ、また翌一二月九日被告黒川から業務返上を申し向けられた際も、反対しても仕方がないものと考えて同意を表明しているところからすれば、必ずしも業務引上げに積

(133)

極的に同意したものとは認められないが、しかし、前記認定事実によれば、須田は、自己がその代表取締役を勤める東京ふじせ企画に労働組合が結成されたことを知るや、直ちに元請先の社長でありかつ東京ふじせ企画のオーナーに当たる被告工藤にその事実を伝えたうえ、翌日には自ら被告学研第二ビルに赴き組合結成の事実を伝えていること、須田自身からも、労働組合に対して組合の結成は被告学研関係の取引の継続にとって好ましくない旨を告げていること、須田は業務引上げに同意した後被告学研第二ビルからの派遣従業員を自ら引率して引き上げ、業務返上の実行に協力していること、以上の諸事情が認められ、右諸事情に照

(134)

らすと、須田自身にも下請プロダクションに労働組合が結成された場合その取引先から取引を停止されてもやむをえないという点において、被告工藤の認識に同調せざるを得ない立場にあったものというべく、従って業務引上げに対する須田の承諾も消極的ながらその経営上の立場による判断に基づいてなされたものと認められ、右承諾が錯誤又は強迫等の事由により正常な判断能力を欠いた状態で意思に反してなされた瑕疵あるものであるとまではとうてい認めることができない。なお、前記認定事実によれば、被告工藤及び須田は、業務引上げに承諾した後の同年一二

月九日及び一〇日にそれぞれ戸谷と会って被告学研第二ビル関係

(135)

の業務継続の件を話し合っているが、同じく前記認定事実によれば、被告学研の教科図書編集部 (第二ビル)は被告黒川及び同角宮の業務引上げの方針に必ずしも賛成ではなく、被告工藤及び須田に対して業務継続の方向で働きかけていた事実が窺われるから、かかる文脈のもとにおいて右話し合いが行われたとしても、必ずしも被告工藤及び須田の承諾がその意思に反してなされたということには結びつかず、右承諾の有効性に関する前記認定を左右するに足りない。

四 小結

以上判示したとおり、被告黒川及び同角宮は、被告ふじ

(136)

せ企画代表取締役の被告工藤との間において、被告学研と同ふじせ企画の間の継続的契約関係に基づく取引を一時留保する旨(業務引上げ)を合意し、東京ふじせ企画代表取締役の須田も右業務引上げに同意してその実行に協力し、しかも被告工藤及び須田の右承諾の意思表示にはいずれも瑕疵がないのであるから、たとえ右業務引上げの結果被告ふじせ企画の東京ふじせ企画に対する前記継続的契約関係に基づく債務が不履行となるにせよ、右契約関係の債権者に該当する東京ふじせ企画の代表取締役である須田において右業務引上げを有効に承諾している以上、被告ふじせ企画には債務不履行に基づく損害賠償責任は成立しないも

(137)

のと言わざるをえず、従って、被告ふじせ企画に右債務不履行責任が成立することを前提とする 被告ふじせ企画取締役被告工藤及び同坂元の商法二六六条の三第一項に基づく責任の主張も失 当であると言わざるをえない。また、被告黒川及び同角宮による右業務引上げが東京ふじせ企画 の右継続的契約関係における利益を侵害したものとして不法行為に該当するとしても、右業務引 上げの被害者に当たる東京ふじせ企画の代表取締役須田において右業務引上げを有効に承諾し ている以上、被告黒川及び同角宮の行為は違法性を欠くこととなって不法行為に基づく損害賠償 責任は成立しないものと言わざるをえず、従って、右被告両名に不

(138)

法行為責任が成立することを前提とする被告学研の民法七一五条一項に基づく責任の主張もまた排斥を免れない。

なお、前判示のとおり、須田は、消極的とはいえ自己の経営上の判断に基づいて右業務引上げに同意したうえ、被告学研の第二ビルから東京ふじせ企画の派遣従業員を引き上げて右業務引上げの実行に協力し、その結果終局的には東京ふじせ企画の倒産を招来したものであるから、須田は、少なくとも過失により同社の取締役としての善管注意義務に違反し、会社に損害を与えたものであり、被告黒川、同角宮及び同工藤は須田の右善管注意義務違反に積極的に加担したものというべきであるから、右の側面において右被

(139)

告三名に東京ふじせ企画に対する不法行為責任が成立する余地も考えられなくはない。しかしながら、株式会社にあっては、会社の損害とは窮極的には当該会社の株主の損害をいうものと解されるところ、前記第二の一において認定した事実によれば、東京ふじせ企画は被告ふじせ企画の一事務所(五反田事務所)を基礎に被告工藤が全額出資して設立した、被告工藤の一人会社であるうえ、同社の業務執行の実務面は同社代表取締役の須田に任せていたものの、同社の経営面につ

いては被告工藤がこれを行っていたものであって、このように東京ふじせ企画の全株式の実質的 所有者でかつその経営者でもある被告工藤が前判示のとおり

(140)

むしろ積極的に東京ふじせ企画から業務引上げを承諾している本件においては、被告黒川らの前記不法行為の被害者に当たる東京ふじせ企画の有効な承諾があるものとみるべきであるから、東京ふじせ企画の債権者に対する関係はさておき、同社自体に対する関係では被告工藤にはそもそも不法行為責任が成立する余地はないものというべきであり、また、被告黒川及び同角宮の行為もそれぞれ違法性を欠くことになって、右の不法行為に基づく損害賠償責任も成立しないものと解するのが相当である。

以上のとおり、原告の主位的請求は、その余の点について判断するまでもなく失当であり、また、被告学研、同ふ

(141)

じせ企画及び東京ふじせ企画の三者間に三面的契約関係が成立していたことを前提とする原告 の予備的請求が失当であることも前判示のとおりである。

第五 結論

以上のとおり、原告の被告らに対する主位的請求及び予備的請求はいずれも失当であるからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第三一部

裁判長裁判官 荒井史男

(142)

裁判官 小田泰機 裁判官 西川知一郎

(143)

編集対象	発注開始時	一ヶ月の 契約代金額	一ヶ月の 下請代金額	備考
		(学研→ふじせ企	(ふじせ企画→東	
		画)	京ふじせ企画)	
一~六年の科学	昭和四八年一〇月	三三〇万円	二六四万円	
一~六年の学習	昭和四九年 一月	一六五万円	一三二万円	
中学マイコーチ他	昭和五一年一二月	四二一万円	三三六万八千円	
どつかん v	昭和五二年 三月	三三万円	二六万四千円	
学習マンガ単行本	昭和五一年一一月	三三万円	二六万四千円	
教育ジャーナル	昭和五一年一一月	二八万円	二二万四千円	
合 計		一、〇一〇万円	八〇八万円	

(144)

右は正本である。

昭和六〇年一〇月二九日

東京地方裁判所民事三一部

裁判所書記官 加藤明